

## 別紙1（第8条関係）

### 東京の木多摩産材・「とうきょうの木」商品の認証の流れ

（東京の木多摩産材認証の流れ）

第1 東京の木多摩産材及び認証製材として素材(丸太)を流通させるに当たり、各登録事業者の責任において、原則として次の流れにより取引等を行うものとする。

なお、丸太以外の枝葉、根株及び林地残材等、並びに製材端材及び製材等残材の取引等は、この流れに準じて行うものとする。

#### （1）森林所有者（合法性確認と産地証明）

ア 森林所有者は、必要事項を記入した「東京の木多摩産材認証確認書」（以下「認証確認書」という。）を協議会に提出して承認（産地認証）を受けるものとする。

なお、東京の木多摩産材認証制度実施要領（以下「要領」という。）第12条第1項第1号ただし書きに該当する森林所有者にあっては、この産地認証を受けるに際して要領第20条の登録事業者申請を行うものとする。

イ 協議会は、森林所有者自ら伐採及び販売（販売の委託を含む）を行う場合にあっては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「CW法」という。）第9条に規定される合法性の確認に資する情報（以下「確認情報」という。）の提出を受けるものとする。

ウ イの確認情報は、伐採造林届出書、伐採造林届出書の適合通知書、森林経営計画書等の写しのうち少なくとも1つとする。

エ 森林所有者は、アの産地認証を受けた認証確認書を、確認情報がある場合には当該情報を附して供給先の登録事業者に提出する。

オ 森林所有者は、協議会が承認にあたって確認情報以外の関係書類の提出を求めた際にはその対応に努めるものとする。

#### （2）素材生産業者

ア 協議会の産地認証を受けた認証確認書を森林所有者から受領し、必要事項を記入して出荷先の登録事業者に提出する。

イ 森林所有者から当該森林の伐採と販売（販売の再委託を含む）の両方を受託した登録事業者（素材生産事業者）にあっては、前号アの認証確認書の承認を受けること、同イの確認情報を提出すること及び同オの求められた関係書類を提出することを行っただけ必要事項を記入した認証確認書を出荷先の登録事業者に提出するものとする。

ウ 生産した素材(丸太)の木口に刻印を打つものとする。

エ 出荷先が次号の原木市場でない登録事業者（製材業者）の場合にあっては、東京の木多摩産材の月別の取扱量（樹種、長さ、径、材積（本数）及び出荷先等）

を少なくとも年1回協議会に報告する。また、協議会から取扱量の報告を求められた場合はその都度対応する。

(3) 原木市場

- ア 荷主の登録事業者から確認情報を附した認証確認書を受領し、合法性を確認したうえで必要事項を記入して協議会に提出する。
- イ 東京の木多摩産材としての流通においては、伝票等に「東京の木多摩産材」の表示をする。
- ウ イの伝票をもとに多摩産材であることを表示した「多摩産材出荷確認書」(以下「出荷確認書」という。)を発行し、買い方の登録事業者に提出する。
- エ 貯木場にあっても、登録事業者から認証確認書を受領し、必要事項を記入して協議会に提出するとともに、認証確認書の写し又は出荷確認書と同じ趣旨の書類を作成して買い方の登録事業者に提出する。
- オ 東京の木多摩産材の取扱量を、少なくとも年1回協議会に報告する。また、協議会から取扱量の報告を求められた場合はその都度対応する。

(4) 製材業者

- ア 購入元の登録事業者(原木市場)から出荷確認書を受領する。
- イ 登録事業者の素材生産業者から譲り受けた場合は、当該事業者から確認情報を附した認証確認書を受領し、合法性を確認したうえで必要事項を記入して協議会に提出する。
- ウ 認証製材を販売するときは、出荷伝票に証明印を押印するとともに、アで受領した出荷確認書の写し、若しくはイで受領した認証確認書の写しを添えて販売先(大工・工務店等)に提出する。
- エ 製材品を、認証製材として販売する場合は、協議会から購入した「認証シール(マーク)」(別紙2①)を製材品に貼付する。また、シールの管理は適正に行うものとする。
- オ 買い付けた東京の木多摩産材及び認証製材として販売する商品は場所を定めて保管し、他の材及び他の製材品と混じることがないように管理する。保管場所を明示する看板は、製材事業者が自作することを妨げるものではなく、また、協議会から貸与を受けることもできる。ただし、要領第23条の規定により認定事業者台帳から削除されたときは、貸与を受けた看板は同条第3項第3号の規定により返納し、また自作看板は撤去しなければならない。
- カ 東京の木多摩産材及び認証製材の取扱量を、それぞれ少なくとも年1回協議会に報告する。また、協議会から取扱量の報告を求められた場合は、その都度対応する。

(5) チップ等業者

- ア チップ等業者が東京の木多摩産材を取り扱う際の譲受元は、要領第12条第1項第3号イの貯木場に限るものとする。

イ 譲受元の貯木場から認証確認書の写し又は出荷確認書と同じ趣旨の書類を受領する。

ウ 販売先には、納品書等に証明印を押印するとともに、認証確認書の写し若しくは出荷確認書と同じ趣旨の書類の写しを提出する。

エ 東京の木多摩産材の取扱量を、少なくとも年1回協議会に報告する。また、協議会から取扱量の報告を求められた場合はその都度対応する。

(「とうきょうの木」商品の認証の流れ)

第2 要領第7条第1項の「とうきょうの木」商品として流通させるにあたり、利用事業者は自らの責任において、原則として次の流れにより取引等を行うものとする。

なお、「とうきょうの木」商品の原材料には、第1のなお書きにある林地残材当及び製材端材等を含むものとする。

- (1) 原材料である東京の木多摩産材又は改変しようとする「とうきょうの木」商品について、認定事業者から出荷確認書の写し又は認証確認書の写しが附された出荷伝票又は納品書を受領する。
- (2) 「とうきょうの木」商品を施工若しくは製造及び改変するときは、要領第25条に規定する愛称マークを商品又は包装等に表示する。また、愛称マークの使用については、要領第26条の規定に従い適正に行う。
- (3) 「とうきょうの木」商品を販売するときは、要領第7条第2項及び第3項の証明を附して行うものとする。
- (4) 東京の木多摩産材の原材料及び「とうきょうの木」商品は場所を定めて保管し、他の原材料及び他の商品と混じることがないように管理する。保管場所を明示する看板は、利用事業者が自作することを妨げるものではなく、また、協議会から貸与を受けることもできる。ただし、要領第23条の規定により認定事業者台帳から削除されたときは、貸与を受けた看板は同条第3項第3号の規定により返納し、また自作看板は撤去しなければならない。
- (5) 原材料などの調達量及び調達元、「とうきょうの木」商品の製造量、販売量及び販売先を、少なくとも年1回協議会に報告する。また、協議会から調達量等の報告を求められた場合は、その都度、報告する。